

神奈川県マッチング支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 神奈川県（以下、「県」という。）が実施する移住支援事業におけるマッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(マッチング支援事業の概要)

第2条 県が、県内への移住・就業を希望する求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）し、県内における条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）に該当する市町村のうち、真鶴町又は湯河原町（以下、「対象市町村」という。）における中小企業等の求人広告をサイトに掲載するとともに、求人広告等の作成支援を行う。

(マッチング支援事業の実施方法)

第3条 当事業は、次のとおり実施する。

(1) マッチングサイトの開設及び運営

県は、①及び②に定める要件を満たす移住支援金の対象法人（以下、「支援金対象法人」という。）の求人情報の掲載等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① 支援金対象法人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 官公庁等^{※1}（第三セクター^{※2}のうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

※1 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人を含む。

※2 第三セクターとは、以下の法人のことをいう。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。
- ・ 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(ウ) 次のいずれかに該当する法人（みなし大企業）でないこと。

ただし、(イ)の括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げ

る要件の判定に当たり資本金 10 億円以上として考慮しないものとする。

- a. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
 - b. 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
 - c. 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人
- (エ) 本店所在地が次の a から e のいずれかにあること。
- a. 神奈川県内対象地域（真鶴町、湯河原町）
 - b. 神奈川県内対象地域以外の神奈川県の条件不利地域
 - c. 東京圏（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）以外の地域
 - d. 神奈川県以外の東京圏内の条件不利地域
 - e. 東京圏のうち条件不利地域以外の地域（但し、神奈川県内対象地域を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合に限る）。
- (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (ク) 地方創生に資する法人（※）であること。

以下の a～f のいずれか 2 つ以上の項目に該当すると法人から申告のあった場合、「地方創生に資する法人」としての要件を満たすものとする。

ただし、1 年以上、県内条件不利地域内の対象市町村で事業所を設け、事業を行っている場合には、a～f の複数の項目に該当するとみなし、「地方創生に資する法人」としての要件を満たすものとする。

- a. 地元で販売又は仕入取引を実施している。
- b. 地元住民を雇用（週 20 時間以上）している。
- c. インターンシップや職場体験を受け入れ、地域の担い手育成に貢献している。
- d. 地元の地域資源を活用した商品の開発や販売を行っている。
- e. 地元への貢献活動（地域おこし活動、消防団活動等）を行っている。
- f. その他（※地方創生に資する取組について具体的に記載）

② 支援金対象法人による求人の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が対象市町村に所在する求人であること。
- (イ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人の求人でないこと。
- (ウ) 週 20 時間以上の無期雇用の求人であること。
- (エ) 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。

(2) 支援金対象法人の登録等

以下により、支援金対象法人の登録等を行うものとする。

① 申請

支援金対象法人への登録を希望する者は、以下の書類を、県が指定するマッチングサイト運営事業者（以下「運営事業者」という。）あてに提出するものとし、提出の方法は運営事業者が指定するものとする。

ただし、第3条(1)①(イ)の括弧書きの規定により、市町村長が推薦を行う場合については、第3条(2)②の規定に基づき、市町村から提出するものとする。

(ア) 移住支援金対象法人に係る登録申請書（様式1）

(イ) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）

(ウ) 第3条(1)①(ク)に記載の「地方創生に資する企業」としての要件を満たすことがわかる書類

② 推薦

市町村長は、第3条(1)①(イ)の括弧書きの規定による推薦を行う場合は、「移住支援金対象法人に係る推薦書（様式2）」を作成し、①の(ア)から(ウ)に係る書類と併せて、県へ提出するものとする。当該推薦に基づき、知事が必要と認めた場合は、県は、提出された内容を速やかに運営事業者へ共有することとする。

③ 登録

運営事業者は、①の(ア)から(ウ)に係る書類や「移住支援金対象法人に係る推薦書（様式2）」を確認し、各書類に不備がなく、第3条(1)①に規定する各要件に合致すると認められる場合は、県にその内容を共有する。県は、共有を受けた内容を適当と認めた場合は、支援金対象法人の登録を行い、申請者へ通知する（様式3）。

④ 抹消

支援金対象法人の登録を受けている法人が、登録の抹消を希望するときは、「移住支援金対象法人に係る登録抹消届（様式4）」により、運営事業者へ届け出るものし、運営事業者は、速やかに県に内容を共有することとする。県は、当該届出内容を確認の上、支援金対象法人の登録を抹消するとともに、申請者へ通知する（様式5）。

⑤ 取消

県は、支援金対象法人の登録を受けた法人が、以下のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(ア) マッチングサイトに掲載された求人の内容に虚偽のあることが判明した場合又は法令違反の恐れ等がある場合

(イ) 求人情報を掲載した法人が労働基準関係法令に重大悪質な違反をした場合

(ウ) (1)の(ア)～(キ)の要件に合致しないこととなったとき

(エ) その他、支援金対象法人として適当でないと県が判断したとき

(3) マッチングサイトへの求人掲載等

以下により、マッチングサイトへの求人掲載等を行うものとする。

なお、求人掲載にあたっては、第3条(2)③の支援金対象法人の登録が必須となる。

① 掲載

運営事業者は、第3条(2)③により登録された支援金対象法人について、マッチングサイトに掲載する求人情報の提出を当該法人に求めることとし、提出された内容を審査する。審査の結果、掲載が適当であると認められた場合は、当該求人情報をマッチングサイトに掲載するものとする。

② 変更

マッチングサイトに求人情報が掲載されている支援金対象法人は、求人情報に変更が生じた場合、運営事業者が指定する方法により、速やかに運営事業者へ連絡するものとする。運営事業者は、連絡の内容を確認した上で、変更の必要があると判断した場合は、速やかにその内容をマッチングサイトへ反映させ、県にも内容を共有するものとする。

③ 掲載停止

マッチングサイトに求人情報が掲載されている支援金対象法人は、求人情報の掲載停止を希望するときは、「求人情報掲載停止届（様式6）」により、運営事業者へ届け出るものとする。運営事業者は、届出の内容を確認した上で、求人情報の掲載停止を行う必要があると判断した場合は、速やかにマッチングサイトへ反映させ、県にも内容を共有するものとする。

なお、県が、第3条(2)④における支援金対象法人の登録の抹消や、第3条(2)⑤における登録の取消を行った場合についても、運営事業者は、速やかに求人情報の掲載停止を行うものとする。

(4) 効果的な求人広告の作成支援

県は、支援金対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、必要に応じて以下の取組を行うものとする。

- ① 県が委託した事業者による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 県が委託した事業者による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援
- ③ 県が委託した事業者による、地域金融機関、経済団体等に対する地域における採用活動（求人広告・採用ページ作成等）支援者の養成のための研修会の開催

(5) 支援金対象法人の掲載求人情報に係る情報共有

県は、支援金対象法人及び掲載求人に関する情報について、対象市町村との共有に努める。

(協力)

第4条 県と対象市町村は、マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、マッチング支援事業の実施に必要な事項は、県と対象市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年5月25日から施行する。